

17 議員提出議案に対する反対討論

2016年3月25日

日本共産党の前原かづえです。日本共産党県議団を代表して、議第4号議案「埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」及び議第9号議案「軽減税率の円滑な導入に向けた対策強化を求める意見書」について反対の立場から討論いたします。

まず、議第4号議案についてです。

本条例案は、2015年度の県議会議員の期末手当を2.95月から3.15月へと0.2月引き上げるとともに、2016年度以降は、期末手当の支給割合を知事ら特別職の月数に自動的に合わせるといふものです。

提案者に名を連ねる最大会派自民党県議団は、常々、二元代表制の下、行政と議会の対等性を強調してこられました。なぜ期末手当だけ、2016年度以降は自ら決めず、行政に委ねるような仕組みを導入するのでしょうか。このような措置は、二元代表制をゆがめるものとして到底認められません。

加えて、期末手当の引き上げについては、消費税8%への増税や物価上昇、実質賃金の連続低下など、県民生活が厳しくなる中、県民の理解を得られるものではありません。

よって、本条例案には反対です。

次に、議第9号議案についてです。

本意見書は、2017年4月から消費税10%への引き上げと軽減税率の導入を前提に、国に対して中小企業、小規模事業所の事務負担の軽減に関する対策を求めるものです。

そもそも軽減税率は、食料品など一部の品目について、現行の税率8%に据え置くものであって、消費税の負担が軽くなるわけでもなく、減るわけでもありません。2014年4月の8%への消費税引き上げ後、2年近くたった今も家計消費の低迷が続いています。この4年で実質世帯収入は、年収ベースで627万円から

590万円まで低下しています。この上、2017年4月から10%への消費税増税を実施すれば、3年前の税率5%のときと比べて、1世帯当たり18万4,000円、1人当たり8万1,000円もの負担増となります。家計への打撃は極めて深刻であり、国民生活はいよいよ立ち行かなくなります。

景気が低迷する中、自民党幹部からも増税先送りを求める発言が相次いでいます。今、国に求めるべきことは、軽減税率の導入に向けた対策などではなく、消費税増税そのものを直ちに中止すべきです。

加えて、軽減税率に伴うインボイス制度が導入されれば、過大な事務負担、経費負担に耐えられず、廃業、倒産に至る業者が増えることは明らかです。さらに、インボイスを発行できない513万以上の免税事業者が取り引きから排除されるおそれすらあります。小規模事業者を切り捨てるインボイス制度の導入は認められません。

したがって、本意見書案に反対いたします。

以上で討論を終わります。(拍手起こる)